

川崎市告示第250号

川崎市港湾施設条例（昭和22年川崎市条例第33号）第3条第3項第1号に規定する港湾環境整備施設における有料の駐車場（平成20年川崎市告示第243号）の一部を次のように改正し、令和8年5月7日から適用する。

令和8年4月24日

川崎市長 福田 紀彦

「

東扇島東公園駐車場	25,471
-----------	--------

」

を

「

東扇島東公園駐車場	7,035
-----------	-------

」

に改める。